国立研究開発法人産業技術総合研究所事務の委任及び専決処理に関する規程

制定　平成31年３月28日　30規程第38号
（14規程第14号の全部改正）
最終改正　令和７年７月１日　令07規程第７号　一部改正

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所文書管理・決裁規程（16規程第44号。以下「文書管理・決裁規程」という。）第５条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における事務に係る権限委任及び専決処理に関し必要な事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　部門等　国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第３章に規定する組織（研究部門及び研究センターを除く。）をいう。

二　部等　組織規程第６条第３項に規定する組織、組織規則（26規則第６号。以下「組織規則」という。）第４条に規定する組織、同規則第５条に規定するオープンイノベーションラボラトリ（以下「ＯＩＬ」という。）及び同規則第６条に規定する連携研究ラボ（以下「連携研究ラボ」という。）並びに第６条第１項第１号及び組織規程第３章第２節に規定する研究戦略本部、経営企画本部及び研究環境整備本部（以下「特定本部」という。）に、組織規則の定めるところにより置かれる部をいう。

三　研究ユニット　組織規程第６条第３項第２号及び第３号並びに第22条に規定する組織並びにＯＩＬ及び連携研究ラボをいう。

四　地域センター　組織規程第４条第１項に規定する地域センターをいう。

五　主管部門等の長　組織規程に定める所掌事務の区分に応じ、法人文書の内容の事務を所掌する部門等の長をいう。

六　所長等　組織規程第22条の２第１項に規定する所長及び同条第２項に規定する事業所長をいう。

七　主管部等の長　組織規程に定める所掌事務の区分に応じ、法人文書の内容の事務を所掌する部門等（特定本部を除く。）の長及び組織規則に定める所掌事務の区分に応じ、当該事務を所掌する部等の長をいう。

（権限委任）

第３条　理事長は、別表１の第１欄に掲げる案件（以下「委任案件」という。）の事務に係る権限を、同表の第２欄に掲げる者（以下「受任者」という。）に委任する。

２　起案者（文書管理・決裁規程第12条第１項に規定する起案者をいう。以下同じ。）は、委任案件の事務に係る受任者の決裁を受けようとする場合において、別表１の第３欄に合議先

が指定されているときは、その合議先の決裁を受けなければならない。

（専決処理）

第４条　組織規程第45条、第45条の２及び第46条に規定する理事会、産総研グループ経営会議又は執行会議において理事長が決定した事項の事務については、主管部門等の長（規程の制定、改正又は廃止（以下「制定等」という。）に係る事務の場合は、経営企画本部長）が専決処理することができる。

２　前項に定めるもののほか、別表２の第１欄に掲げる案件の事務（以下「専決案件」という。）については、同表の第２欄に掲げる者（以下「専決決裁権者」という。）が専決処理することができる。

３　起案者は、前項の場合において、別表２の第３欄に合議先が指定されているときは、その合議先の決裁を受けなければならない。

（受任者、専決決裁権者、合議先の特例）

第５条　起案者は、指定された合議先以外で、委任案件又は専決案件に関係がある部門等及び部等（組織規則で定めるところにより特定本部の部の下に置かれる室を含む。）の長の合議が必要であると主管部門等の長又は主管部等の長が認めるときは、それらを合議先に加えるものとする。

２　起案者は、受任者若しくは専決決裁権者又は合議先が経営企画本部長である場合は、経営企画本部長の決裁を受ける前に当該案件を所掌する部門等を担当する理事（国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第８条第２項の規定により理事長が定めた部門等を担当する理事をいう。）又は上級執行役員若しくは執行役員（組織規程第39条の５第２項又は第３項の規定により理事長の命を受けて部門等を担当する上級執行役員又は担当執行役員をいう。）に合議しなければならない（当該案件を所掌する部門等を担当する理事が専決決裁権者である場合を除く。）。

３　特定本部の本部長は、受任者若しくは専決決裁権者又は合議先が当該特定本部の本部長である場合は、当該特定本部の本部長が別に定めるところにより、当該権限を当該特定本部の本部長代理に委任することができる。

４　第３条から前条まで及び前二項の規定によるほか委任案件及び専決案件のうち特に重要と思われるもの又は異例に属するものについては、理事長又は受任者若しくは専決決裁権者より上位の者の決裁を受けなければならない。

附　則（30規程第38号・全部改正）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（31規則第１号・一部改正）

この規則は、平成31年５月１日から施行する。

附　則（令01規程第６号・一部改正）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令01規程第10号・一部改正）

この規則は、令和元年８月１日から施行する。

附　則（令01規程第14号・一部改正）

この規程は、令和元年10月３日から施行する。

附　則（令01要領第29号・一部改正）

この規程は、令和元年12月10日から施行する。

附　則（令01規程第39号・一部改正）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令02規程第４号・一部改正）

この規程は、令和２年６月19日から施行する。

附　則（令02規程第９号・一部改正）

この規程は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令02規程第11号・一部改正）

この規程は、令和２年７月13日から施行し、改正後の別表２（第４条関係）１の部１の項の規定は、令和２年７月１日から適用する。

附　則（令02規程第18号・一部改正）

この規程は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令02規程第22号・一部改正）

この規程は、令和２年10月20日から施行する。

附　則（令03規程第27号・一部改正）

この規程は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令03規程第28号・一部改正）

この規程は、令和３年１月15日から施行する。

附　則（令02規程第37号・一部改正）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令03規程第11号・一部改正）

この規程は、令和３年10月1日から施行する。

附 則（令03規程第12号・一部改正）

この規程は、令和３年10月15日から施行する。

附　則（令03規程第36号・一部改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令04規程第７号・一部改正）

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令04規程第20号・一部改正）

この規程は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令04規程第24号・一部改正）

この規程は、令和４年10月12日から施行する。

附　則（令04規程第34号・一部改正）

この規程は、令和５年１月１日から施行する。

附　則（令04規程第41号・一部改正）

この規程は、令和５年２月１日から施行する。

附　則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令05規程第５号・一部改正）

この規程は、令和５年５月８日から施行する。

附　則（令05規程第13号・一部改正）

この規程は、令和５年７月27日から施行する。

附　則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和５年10月１日から施行する。

附　則（令05規程第29号・一部改正）

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令05規程第40号・一部改正）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令06規程第10号・一部改正）

この規程は、令和６年９月２日から施行する。

附　則（令06規程第14号・一部改正）

この規程は、令和６年10月１日から施行する。

附　則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令07規程第７号・一部改正）

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

項	第１欄（委任案件）	第２欄（受任者）	第３欄（合議先）
1	法令、条例等（公的機関（国、地方公共団体、裁判所、警察機関、独立行政法人等の機関をいう。本項において同じ。）の指導又は要請等を含む。以下同じ。）に基づき公的機関へ提出する申請書、届出書、報告書、意見書等に関すること（法令、条例等に基づき主管部門等の長を施行者とする必要があるものに限る。）。	主管部門等の長	法務室長（研究所の権利義務に関するものに限る。）
2	日常的な業務の遂行上発生する形式的な事務（研究ユニットについては研究業務を実施する上で付随して必要となる事務に限る。）であって、主管部等の長、所長等、研究環境整備本部長、広報室長又はベネフィット推進部長の職名で施行する必要がある次に掲げる手続（軽易なものに限る。）。 一　委員会、講演会等の運営に関する委員委嘱、出席依頼、講演依頼等の手続 二　ビザ申請に係る会社推薦状、費用証明等の発行に関する手続 三　野外実験の実施に伴う許可申請及び届出、研究試料の受入れ（研究試料の受入れに関し契約書、覚書等を締結する必要がある場合を除く。）等の研究業務の実施に関する手続 四　職員等の労働時間管理その他研究拠点等が所掌する業務に関する手続（第７号に掲げるものを除く。） 五　安全衛生、環境に関する手続 六　著作物（広報室の所掌する事務に関するものに限る。）の利用等に関する受諾等の手続 七　職員等の勤務形態の変更手続及び労働時間管理に係る管理者の委任手続	主管部等の長（所長等を除く。）（第１号から第５号までに掲げるものに限り、他の所掌する事務に関するものを除く。） 所長等（第１号、第４号及び第７号に掲げるもの（所長等の所掌する事務に関するものに限る。）に限り、つくばセンターの分を除く。） 研究環境整備本部長（第４号に掲げるものであってつくばセンターの分及び第５号に掲げるものに限る。） 広報室長（第６号に掲げるものに限る。） ベネフィット推進部長（第７号に掲げるものであってつくばセンターの分に限る。）	
3	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働関係法令に定める労使協定の締結に関する手続。	所長等（つくばセンターの分を除く。） 研究環境整備本部長（つくばセンターの分に限る。）	

4	大学、企業、研究機関等（以下「外部機関」という。）との協定や覚書等の締結及び更新に関すること（経営企画本部長又は主管部門等の長を施行者とする必要があるものに限る。）	経営企画本部長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分を除く。） 主管部門等の長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分に限る。）	経営企画本部長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分に限る。） 法務室長

別表２（第４条関係）

部	項	第１欄（専決案件）	第２欄（専決決裁権者）	第３欄（合議先）
１．規程等の制定、改正又は廃止	1	組織規程の改正（重要なものを除く。）若しくは組織規則の制定等又は組織規程若しくは組織規則の改正に伴う組織規程若しくは組織規則以外の規程、規則、要領若しくは通達（以下「規程等」という。）の改正若しくは廃止	経営企画本部長	
	2	規程の改正（重要なものを除く。）又は規則の制定等（前の項及び４の項から６の項までに掲げる専決案件を除く。）	経営企画本部長	主管部門等の長（規程若しくは規則の改正に伴う当該規程若しくは規則以外の規程等の改正又は廃止に係る事務を一括して行う場合において、当該規程若しくは規則以外の規程等を所掌するときに限る。）（当該規程若しくは規則以外の規程等の改正又は廃止のうち、条項の移動、部門等の名称変更その他実質的な変更を伴わない改正又は特別な判断を要しない単純な廃止の場合は主管部等の長）

	3	要領又は通達の制定等（１の項及び次の項に掲げる専決案件を除く。）	主管部門等の長	法務室長 主管部門等の長（要領若しくは通達の改正に伴う当該要領若しくは通達以外の規程等の改正又は廃止に係る事務を一括して行う場合において、当該要領若しくは通達以外の規程等を所掌するときに限る。）（当該要領若しくは通達以外の規程等の改正又は廃止のうち、条項の移動、部門等の名称変更その他実質的な変更を伴わない改正又は特別な判断を要しない単純な廃止の場合は主管部等の長）
	4	法令、条例等の制定等に基づく規程等の改正又は規程等の制定等に伴う当該規程等以外の規程等の改正（条項の移動、部門等の名称変更その他実質的な変更を伴わないものに限る。）若しくは廃止（特別な判断を要しない単純な廃止に限る。）	主管部等の長	法務室長
	5	国立研究開発法人産業技術総合研究所依頼試験規程（16 規程第 39 号。以下「依頼試験規程」という。）に定める依頼試験の種類、項目及び細目の追加、削減等に係る依頼試験規程の改正	研究戦略本部長（鉱工業の科学技術に係るものに限る。） 計量標準普及センター長（鉱工業の科学技術に係るものを除く。）	法務室長

	6	国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程（16規程第 38 号。以下「検定等規程」という。）に定める次に掲げる事項に係る検定等規程の改正 一　特定計量器又は基準器の種類及び種類別記号の追加、削減等 二　特定計量器の機種及び機種別記号の追加、削減等 三　特定標準器による校正等を行う計量器の追加削減等 四　様式の軽微な変更 五　別紙の追加、変更、削減等 六　検定等規程別表第４に掲げる「対象計量器」欄及び「検定検査規則第30条の２で定める機関」欄の追加、削除等	計量標準普及センター長	法務室長
２．協定書、覚書等（研究所の収入及び支出の原因となる契約、安全衛生管理に関する契約、その他規程等の定めるところにより締結する契約を除く。）の締結	1	外部機関との協定書、覚書等の締結に関すること（次の項から 10 の項までに掲げる専決案件を除く。）。	経営企画本部長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分を除く。） 主管部門等の長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分に限る。）	経営企画本部長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分に限る。） 法務室長
	2	外部機関との協定書、覚書等の更新（契約期間の延長、部門等の名称変更等の実質的な変更を伴わないものに限る。）に関すること。（次の項から 10 の項までに掲げる専決案件を除く。）	経営企画本部長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分を除く。） 主管部門等の長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分に限る。）	経営企画本部長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分に限る。） 法務室長
	3	外国の大学、企業、研究機関等（以下「外国機関」という。）との研究協力における派遣等に係る契約書の締結及びその他の文書の交換に関すること（次の項から 10 の項に掲げる専決案件を除く。）。	主管部門等の長	法務室長

	4	技術研究組合事業実施要領（24 要領第67 号。以下「技術研究組合要領」という。）に定める次に掲げる覚書の締結に関すること。 一　技術研究組合事業に参加する役職員等に関する覚書 二　技術研究組合の研究員等の受入に関する覚書	研究資金契約部長（研究資金契約部次長が置かれているときは研究資金契約部次長）	
	5	計量の国際相互承認等に係る協定書、覚書等の締結に関すること。	計量標準総合センター長	経営企画本部長 法務室長
	6	他機関との人事交流に係る協定書、覚書等の締結に関すること。	ＤＥＩ人事部長	経営企画本部副本部長
	7	国立研究開発法人産業技術総合研究所イノベーションスクール制度実施規程（22 規程第 99 号）に定める企業等における研究開発等の研修の実施に関する他機関との協定書、覚書等の締結に関すること。	イノベーション人材部長	
	8	国立研究開発法人産業技術総合研究所における試験・認証基盤施設等の使用に関する規程（28 規程第２号。以下「試験・認証基盤施設等使用規程」という。）に定めるところにより使用を許可した試験・認証基盤施設等の維持、管理等に関する協定書、覚書等の締結に関すること。	福島再生可能エネルギー研究所長	
	9	国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の利用及び貸付に関する規程（令 05 規程第 49 号。以下「研究施設等利用規程」という。）に定めるところにより賃貸借契約等を締結した研究施設等の維持、管理等に関する協定書、覚書等の締結に関すること。	研究環境整備本部企画部長	
	10	約款等の制定等	主管部門等の長	法務室長

	11	学協会、研究協議会、コンソーシアムその他の団体への加入及び脱退に関すること。	経営企画本部長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分を除く。） 主管部門等の長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分に限る。）	経営企画本部長（組織規程第６条及び第 22 条に規定する組織が単独で所掌する分に限る。） 法務室長
３．委員、講師等の委嘱	1	次に掲げる事項に関すること。 一　自己評価検証委員会要領（27 要領第 107 号。以下「自己評価検証委員会要領」という。）に定める自己評価検証委員会及び分科会の委員、専門委員等の委嘱、指名等 二　SI 定義改定国内プロモーション委員会要領（28 要領第 86 号）に定める委員会の委員の委嘱等 三　国立研究開発法人産業技術総合研究所契約監視委員会要領（21 要領第 40 号）に定める委員会の委員の委嘱 四　理事長が開催を決定した会議、委員会等に係る委員の委嘱、指名、手続等	主管部門等の長	
	2	顧問及び参与の委嘱手続等に関する要領（17 要領第 22 号）に定める顧問、参与等の委嘱に関すること。	ＤＥＩ人事部長	
	3	規程等に定めるところにより行う指名又は委嘱に関すること（１の項、前の項、４の部 13 の項及び 10 の部２の項に掲げる専決案件並びに他の規程等に別段の定めがある場合を除く。）。	主管部等の長	
	4	講演の依頼及び当該講演に係る講師の委嘱に関すること。（７の部 17 の項に掲げる専決案件を除く。）	主管部等の長	
４．知的財産権、成果活用等支援法人等	1	知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程（13 規程第 15 号。以下「知財実施許諾及び譲渡規程」という。）第３条及び第４条に基づく知的財産権の独占的又は一部独占的な実施許諾の実施に関すること。	研究戦略本部長	

	2	知財実施許諾及び譲渡規程第２条に基づく非独占的な実施許諾の実施に関すること。	知財・標準化推進部長	
	3	知財実施許諾及び譲渡規程第５条及び第６条に基づく知的財産権の譲渡に関すること。	研究戦略本部長	
	4	知財実施許諾及び譲渡規程第９条に規定する技術移転事業者との契約に関すること。	研究戦略本部長	
	5	知的財産権の取下げ及び放棄に関すること。	研究戦略本部長	
	6	知的財産権に係る持分等の契約、国内外特許庁等への出願、審査請求、審判請求及び異議申立て並びに委任状の発行に関すること。	知財・標準化推進部長	
	7	知的財産権に係る秘密保持の契約に関すること。	知財・標準化推進部長	
	8	研究所が保有する知的財産権に係る情報開示並びに研究試料の提供及び受領の契約に関すること。	知財・標準化推進部長	
	9	次に掲げる事項に関すること。 一　知的財産に係る届出 二　知的財産権に係る生物の寄託 三　知的財産権に係る移転及び専用実施権等の設定の登録 四　知的財産に係る補償金等 五　特許事務所との契約の締結 六　前各号に掲げるもののほか、知的財産に関する事項	知財・標準化推進部長	
	10	国立研究開発法人産業技術総合研究所成果活用事業者出資業務規程（令 01 規程第 15 号）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　成果活用事業者出資委員会の運営 二　出資契約の変更（出資日、出資先の名称等の軽易な変更に限る。） 三　株主間契約の変更（出資日、出資先の名称等の軽易な変更に限る。） 四　議決権の行使（決算の承認等の軽易なものに限る。）	知財・標準化推進部長	法務室長（第２号から第４号までに掲げるものに限る。）

	11	国立研究開発法人産業技術総合研究所成果活用等支援法人出資業務規程（令 04 規程第 23 号）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　成果活用等支援法人出資委員会の運営 二　成果活用促進事業の評価 三　出資契約の変更（出資日、出資先の名称等の軽易な変更に限る。） 四　株主間契約の変更（出資日、出資先の名称等の軽易な変更に限る。） 五　議決権の行使（決算の承認等の軽易なものに限る。） 六　前各号に掲げるもののほか、成果活用促進事業の管理、成果活用等支援法人への支援その他の措置に係る軽易なものに関する事項	経営企画本部長	法務室長（第３号から第５号までに掲げるものに限る。）
	12	国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究倫理教育及び研究ミスコンダクトへの対応に関する規程（17 規程第 56 号。以下「研究ミスコンダクト規程」という。）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　調査委員会の委員の指名及び委嘱に関する事務 二　再実験等に必要な措置を講ずることに関する事務 三　調査期間の延長の承諾の通知に関すること。 四　調査結果に基づく研究成果物等の修正勧告等に関すること。	研究者倫理統括者 （研究ミスコンダクト規程第３条の２により研究ミスコンダクト責任者が置かれているときは研究ミスコンダクト責任者）	
５．産学官連携制度に係る契約等	1	コンソーシアムの設置等に関すること。	経営企画本部長	
	2	連携大学院に関する契約の締結に関すること。	研究戦略本部長（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	

	3	連携大学院に係る教員就任の手続等に関すること。	大学室長（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	4	次に掲げる産学官連携活動に係る契約等に関すること。（次の項に掲げる専決案件を除く。） 一　共同研究の契約等（新規に締結する契約であって契約額が１億円以上のものを除く。） 二　受託研究及び委託研究の契約等 三　技術コンサルティングの契約等	研究資金契約部長（研究資金契約部次長が置かれているときは研究資金契約部次長）	領域長（第１号及び第２号に掲げる契約等（契約期間の延長、部門等の名称変更等の実質的な変更を伴わない契約の変更を除く。）に限る。） 法務室長（第１号に掲げる契約等（法務室長と協議して定めた契約書の雛形を用いて行う契約及び事前協議により法務室長が合議を省略できると認めるものを除く。）に限る。）
	5	前の項第１欄の各号に掲げる契約等のうち、外国機関との契約等に関すること。	研究資金契約部長（研究資金契約部次長が置かれているときは、研究資金契約部次長）	領域長（前の項第１欄の第１号及び第２号に掲げる契約等（契約期間の延長、部門等の名称変更等の実質的な変更を伴わない契約の変更を除く。）に限る。） 法務室長（前の項第１欄第１号に掲げる契約等（法務室長と協議して定めた契約書の雛形を用いて行う契約及び事前協議により法務室長が合議を省略できると認めるものを除く。）に限る。）

	6	講演会等の参加費の徴収に係る手続に関すること。	研究環境整備本部長（福島再生可能エネルギー研究、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分を除く。） 所長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分に限る。）	研究環境整備本部長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分に限る。）
	7	外部研究資金の応募等に関すること。	研究資金契約部長（研究資金契約部次長が置かれているときは研究資金契約部次長）	
	8	特別試験研究費税額控除制度に係る認定に関すること。	研究資金契約部長（研究資金契約部次長が置かれているときは研究資金契約部次長）	
	9	国立研究開発法人産業技術総合研究所寄附金等受入規程（29 規程第１号。以下「寄附金等受入規程」という。）第４条第１号の一般寄附金等の受入れの手続に関すること（寄附金の金額が１億円以上のものを除く。）。	研究資金契約部長（研究資金契約部次長が置かれているときは研究資金契約部次長）	

	10	次に掲げる事項に係る手続等に関すること。 一　寄附金等受入規程第４条第２号に定める使途特定寄付金等及び同条第３号に定める募集特定寄付金の受入れ 二　国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研修規程（13 規程第 23 号）第４条に定める技術研修員の受入れ（次の項に掲げる専決案件を除く。） 三　国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16 規程第４号）第２条に定める外来研究員の受入れ（12 の項に掲げる専決案件を除く。） 四　国立研究開発法人産業技術総合研究所外部委員会委員等就任規程（19 規程第 17 号）第３条に定める委員会の委員等への就任 五　国立研究開発法人産業技術総合研究所依頼出張規程（19 規程第 13 号）第２条に定める依頼出張及び国立研究開発法人産業技術総合研究所受託出張規程（19 規程第 16 号）第２条に定める受託出張	研究資金契約部長（研究資金契約部次長が置かれているときは研究資金契約部次長）（つくばセンターの分に限る。） 業務室長（臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分に限る。） 産学官連携推進室長（福島再生可能エネルギー研究所及び柏センターの分に限る。） 経営企画本部企画部企画室長（東京本部の分に限る。）	
	11	海外から研修員を受入れる技術研修の手続（申請者が日本の大学等の場合を除く。）に関すること。	研究資金契約部長	
	12	日本学術振興会等からの研究者等の受入手続に関すること。	研究資金契約部長（研究資金契約部次長が置かれているときは研究資金契約部次長）	

６．施設・設備、安全、衛生、環境等	1	国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費補助金交付要綱等に定めのある主務大臣への申請、報告等に関すること。	研究環境整備本部長	経営企画本部長（国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費補助金交付要綱第４条第１項に基づく交付の申請の場合に限る。）
	2	法令、条例等に基づく研究所の施設及び設備に係る手続に関すること。	研究環境整備本部企画部長	
	3	法令、条例等に基づく研究所の安全衛生及び環境に係る手続に関すること。	研究環境整備本部企画部長	
	4	法令、条例等に基づく研究所の安全衛生に係る手続に関すること。	安全管理部長	
	5	国立研究開発法人産業技術総合研究所ライフサイエンスに関する実験の倫理及び安全管理規程（27 規程第 77 号）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　生命科学・医学系実験に係る利益相反マネジメント委員会の運営 二　生命科学・医学系実験及び特定臨床研究における利益相反の状況の確認及び改善又は是正の勧告等	安全管理部長	
	6	技術研究組合要領に定める設備等の持ち込み及び工事に関する覚書の締結に関すること。	ファシリティマネジメント部長	
	7	研究拠点における安全衛生管理に関する覚書の締結に関すること。	安全管理部長	大学室長（ＯＩＬの分に限る。）
	8	施設整備計画の決定に関すること。	研究環境整備本部長	
７．人事、給与、研修等	1	役員（理事長及び監事を除く。）の外部団体委員等への就任に関する承認並びに理事長及び監事の外部団体等への就任に関する経済産業大臣への申請に関すること。	運営統括責任者	

	2	労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）に定める労働協約の締結に関すること。	運営統括責任者	
	3	国立研究開発法人産業技術総合研究所兼業等規程（17 規程第 13 号。以下「兼業等規程」という。）に定める役員兼業に関すること。	運営統括責任者	
	4	法令、条例等に基づく職員の給与及び退職手当等の支給の基準、就業規則等に係る主務大臣又は行政官庁への届出に関すること。	ＤＥＩ人事部長	
	5	障害者の雇用の促進に関する業務に付随する関係機関への報告、承認等に関する手続に関すること。	ＤＥＩ人事部長	
	6	職員の国際機関等への派遣に係る発令に関すること。	運営統括責任者	国際部長
	7	経済産業局への行政事務研修員の派遣に関すること（地域センターの分に限る。）。	所長	
	8	次に掲げる事項に係る承認、決定等に関すること。 一　職員の採用及び退職 二　職員の配置換、兼務その他の異動（６の項及び前の項に掲げる専決案件を除く。） 三　職員及び契約職員の休職、育児休業、介護休業等 四　職員の配偶者同行休業及び自己啓発等休業 五　職員の初任給、昇給、昇格、業績手当、職責手当等 六　国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17 規程第４号。以下「契約職員就業規則」という。）第 24 条第１項の表中第 12 号の規定による特別休暇の要件	ＤＥＩ人事部長	

	9	契約職員の次に掲げる事項に係る承認、決定等に関すること。 一　雇用契約（変更及び更新を含む。） 二　退職 三　採用に付随する手続（外部機関への兼業依頼に限る。）	雇用・勤務管理室長（第１号及び第２号に掲げるものであって、第四号職員（技術専門職）、第五号職員（招へい研究員）、第六号職員（シニアスタッフ）、第七号職員（リサーチアシスタント）及び日雇契約職員並びに障害者及び育児休業等職員に代わる代替職員並びに東京本部及びつくばセンターを勤務地とする契約職員に係るものに限る。） 業務室長（第１号及び第２号に掲げるものであって、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターを勤務地とする第一号職員（産業技術総合研究所特別研究員）、第二号職員（テクニカルスタッフ）及び第三号職員（クレリカルスタッフ）に係るもの（障害者及び育児休業等職員に代わる代替職員に係るものを除く。）に限る。） ＤＥＩ人事企画室長（第３号に掲げるものに限る。）	
	10	兼業等規程に定める一般兼業、自営及び副業の許可に関すること。	ＤＥＩ人事企画室長	

	11	次に掲げる事項に係る事項の認定、決定等に関すること。 一　役員及び職員の諸手当の認定並びに契約職員の通勤手当の認定（21 の項第１欄第１号に掲げるものを除く。）に関すること。 二　役員及び職員の通勤手当の支給単位期間に関すること。	給与室長（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分を除く。） 業務室長（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分に限る。）	
	12	職員の次に掲げる事項に係る証明書の発行に関すること。 一　採用 二　在職 三　在留資格 四　就業手当 五　再就職手当 六　退職手当 七　退職	ＤＥＩ人事企画室長（第２号から第４号までに掲げるものに係る証明書（職員の在職期間中に発行するものに限る。）の発行を除く。） 経営企画本部企画部企画室長（東京本部の分であって、第２号から第４号までに掲げるものに係る証明書（職員の在職期間中に発行するものに限る。）の発行に限る。） 雇用・勤務管理室長（つくばセンターの分であって、第２号から第４号までに掲げるものに係る証明書（職員の在職期間中に発行するものに限る。）の発行に限る。） 業務室長（福島再生可能エネルギー研究、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分であって、第２号から第４号までに掲げるものに係る証明書（職員の在職期間中に発行するものに限る。）の発行に限る。）	

	13	契約職員の次に掲げる事項に係る証明書の発行に関すること。 一　採用 二　在職 三　在留資格 四　就業手当 五　再就職手当 六　退職手当 七　退職	ＤＥＩ人事企画室長（退職後の契約職員に係るものに限る。） 雇用・勤務管理室長（採用前又は在職中の東京本部及びつくばセンターを勤務地とする契約職員並びに第四号職員（技術専門職）、第五号職員（招へい研究員）、第六号職員（シニアスタッフ）及び第七号職員（リサーチアシスタント）（在職中の福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターを勤務地とする第四号職員（技術専門職）、第五号職員（招へい研究員）、第六号職員（シニアスタッフ）及び第七号職員（リサーチアシスタント）を除く。）に係るものに限る。） 業務室長（採用前又は在職中の福島再生可能エネルギー研究、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターを勤務地とする契約職員（採用前の第四号職員（技術専門職）、第五号職員（招へい研究員）、第六号職員（シニアスタッフ）及び第七号職員（リサーチアシスタント）を除く。）に係るものに限る。）	

	14	次に掲げる事項に関すること。 一　人事給与等に関する調査及び報告書の提出 二　源泉徴収票及び給与支払報告書の提出 三　給与証明書等の発行（次号に掲げるものを除く。） 四　契約職員の給与証明書等の発行（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分に限る。）	給与室長（第４号に掲げるものを除く。） 業務室長（第４号に掲げるものに限る。）	
	15	外部表彰受賞候補者に対する推薦に関すること。	ＤＥＩ人事企画室長	
	16	年度の研修実施計画の決定に関すること。	ＤＥＩ人事部長	
	17	国立研究開発法人産業技術総合研究所研修規程（17 規程第 20 号）及び研修要領（17 要領第 68 号）に定める職員等の研修に係る次に掲げる事項に関すること。 一　外部講師及び外部機関に係る依頼、契約及び委託 二　修了証書の授与 三　業務を離れての研修の受講命令 四　他省庁研修に係る推薦及び受講命令に関すること。	キャリア開発サポート室長	
	18	国立研究開発法人産業技術総合研究所デザインスクール事業実施規程（令 01 規程第５号）及びデザインスクール事業実施要領（令 01 要領第 11 号）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　職員等の研修受講に関すること。 二　デザインスクール研修員の受入れに関すること。 三　修了証書に関すること。	イノベーション人材部長	
	19	懲戒処分（減給及び戒告に限る。）及び訓告、厳重注意等の措置に関すること。	運営統括責任者	
	20	障害者の雇用の促進に関する業務に付随する関係機関への各種申請、届出、見学、実習依頼等に関する手続に関すること。	ＤＥＩ人事企画室長	

	21	次に掲げる事項に係る承認、決定等に関すること。 一　国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員給与規程（17 規程第８号）第 11 条第２項ただし書きの規定による通勤手当の認定 二　契約職員の住居手当、寒冷地手当及び休業手当の支給 三　報奨金支給要領（令 04 要領第 26 号）第８条の規定によるクレリカルスタッフ報奨金の支給対象者の決定 四　国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17 規程第２号）第 27 条第１項の表中第 22 号、国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17 規程第３号）第 28 条第１項の表中第 22 号及び契約職員就業規則第 24 条第１項の表中第 21 号の規定による特別休暇の要件	給与室長（第１号及び第２号に掲げるものに限る。） ＤＥＩ人事企画室長（第３号及び第４号に掲げるものに限る。）	
８．福利厚生等	1	次に掲げる事項に関すること。 一　役員、職員及び契約職員の個人型確定拠出年金に係る手続 二　職員財産形成貯蓄等事務取扱要領（17 要領第 65 号）に定める勤労者財産形成貯蓄の契約及び報告 三　生命保険、損害保険及び簡易保険の契約（財務部の所掌に属するものを除く。）	共済・社会保険室長	

	2	次に掲げる事項に関すること。 一　災害補償（次号に掲げるものを除く。） 二　役員の災害補償 三　職員及び契約職員の雇用保険の資格取得、資格喪失等 四　労働保険料の手続 五　契約職員の厚生年金保険の資格取得、資格喪失等 六　職員及び契約職員並びに研究所が外国出張を依頼した者の海外旅行保険	安全企画室長（第１号に掲げるものに限り、福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分を除く。） 共済・社会保険室長（第１号及び第６号に掲げるもの並びに福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分を除く。） 業務室長（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分に限り、第６号に掲げるものを除く。） 総務室長（第６号に掲げるものに限る。）	
	3	国家公務員宿舎及び国立研究開発法人産業技術総合研究所借上宿舎規程（17 規程第 31 号）に定める借上宿舎の貸与（賃貸借契約等の締結を含む。）に関すること。	共済・社会保険室長（福島再生可能エネルギー研究所、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分を除く。） 業務室長（福島再生可能エネルギー研究所、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分に限る。）	

	4	福利厚生に係る協定書、覚書及び契約書等の締結に関すること（１の項から前の項までに掲げる専決案件及び支出を伴うものを除く。）。	交流施設室長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分を除く。） 業務室長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分に限る。）	
９．地質調査及び計量標準	1	地質情報及び地質試料等の整備並びに地質調査の成果の普及等に係る国土交通省、地方自治体等への各種申請に関すること。	地質情報基盤センター長	
	2	地質調査総合センターの所掌する事務に関する著作物の使用許諾及び地質の調査に係る外部機関の著作物の使用依頼に関すること。	地質情報基盤センター長	
	3	地質情報等有料頒布要領（27 要領第 122 号）に定める地質データ及び地質未公開著作物の頒布に関すること。	地質情報基盤センター長	
	4	メートル条約又は国際法定計量条約に基づく国際委員の推薦及び会議出席者の指名に関すること。	計量標準総合センター長	
	5	計量に係る国際協力機構等との受託業務契約に関すること。	計量標準総合センター長	
	6	計量法（平成４年法律第 51 号）に定める検定、検査等及び特定標準器による校正、技術基準の通知、立入検査等に関すること。	計量標準普及センター長	
	7	計量に関する標準物質及び研究開発品有料頒布要領（17 要領第 20 号）に定める標準物質に係る認証書及び成績書並びに研究開発品の成績書の発行に関すること。	計量標準普及センター長	
	8	計量の標準に係る校正、試験等の依頼試験等に関すること（１の部５の項に掲げる専決案件を除く。）。	計量標準普及センター長	

	9	国立研究開発法人産業技術総合研究所計量教習等規程（17 規程第 28 号）に定める事項に関すること。	計量研修センター長	
10．文書管理、情報公開、個人情報保護等	1	文書管理・決裁規程に定める専用文書番号の設定、法人文書の保存期間満了時期前の廃棄、法人文書の移管の承認等に関すること。	経営企画本部長	
	2	国立研究開発法人産業技術総合研究所公印・電子公印管理規程（16 規程第 45 号）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　公印及び電子公印の制定又は廃止 二　公印押印の特例等の承認 三　公印管理責任者の指名	経営企画本部長（第２号及び第３号に掲げる案件にあっては、初回に限る。） 情報セキュリティ部長（第２号及び第３号に掲げる案件であって、２回目以降の同趣旨のものに限る。）	
	3	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　開示請求に対する措置 二　事案の移送 三　第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第６号に掲げるものを除く。） 四　情報公開・個人情報保護審査会への諮問 五　開示決定等の期限（特例を含む。） 六　第三者情報を開示する際の反対意見書を提出した第三者への通知 七　手数料の減額又は免除 八　前各号に掲げるもののほか、開示その他の手続（研究所の規程等に別段の定めがある場合を除く。）	情報セキュリティ部長	主管部等の長（第１号、第２号、第４号及び第６号に掲げるものに限る。） 財務部長（第７号に掲げるものに限る。）

	4	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　開示請求に対する措置 二　事案の移送 三　第三者に対する反対意見書提出の機会の付与等（第 10 号に掲げるものを除く。） 四　訂正請求に対する措置 五　保有個人情報の提供先への通知 六　利用停止請求に対する措置 七　情報公開・個人情報保護審査会への諮問 八　行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等 九　開示決定等の期限（特例を含む。） 十　第三者情報を開示する際の反対意見書を提出した第三者への通知 十一　前各号に掲げるもののほか、開示その他の手続（規程等に別段の定めがある場合を除く。）	情報セキュリティ部長	主管部等の長（第１号から第８号まで及び第 10 号に掲げるものに限る。）
	5	国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程（令 03 規程第 38 号）に定める苦情処理の申出の受付等に関すること。	情報セキュリティ部長	主管部等の長
11．会計、資産等	1	国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 13 年経済産業省令第 108 号）第 11 条第１項に定める主務大臣による償却資産の指定に係る手続に関すること。	経営企画本部長	研究環境整備本部長
	2	監査契約に基づく財務諸表等の会計監査人への提出に関すること。	経営企画本部長	
	3	独立行政法人通則法第 40 条の規定により主務大臣が選任する会計監査人候補者の名簿の主務大臣への提出に関すること（中長期計画の期間において、当該事業年度に選任された会計監査人を次の事業年度の会計監査人候補者とする場合に限る。）。	経営企画本部長	

	4	消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）に定める運営費交付金の消費税に係る使途特定についての主務大臣への申請に関すること。	経営企画本部長	
	5	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める各種申告に関すること。	財務部長	
	6	国立研究開発法人産業技術総合研究所の計算証明に関する指定（平成 28 年 28 検 359 号）に定める会計検査院に提出する計算証明に関すること。	財務部長	
	7	通則法に定める会計規程の主務大臣への届出に関すること。	財務部長	

	8	有形固定資産等管理要領（20 要領第３号。以下「有形固定資産等管理要領」という。）に定める有形固定資産等の不用決定並びに譲渡及び廃棄処分の決定に関すること。	研究支援部長（帳簿価額が１億円未満の建物及び帳簿価額が 1,000 万円以上 5,000 万円未満の有形固定資産等（土地及び建物を除く。）に係るものに限る。） 資産管理室長（帳簿価額が 1,000 万円未満の有形固定資産等（土地及び建物を除く。）に係るもの（東京本部、北陸デジタルものづくりセンター及びつくばセンター（北事業所を除く。）の分に限る。）に限る。） 総務室長（帳簿価額が 1,000 万円未満の有形固定資産等（土地及び建物を除く。）に係るもの（つくばセンター（北事業所に限る。）の分に限る。） 業務室長（帳簿価額が 1,000 万円未満の有形固定資産等（土地及び建物を除く。）に係るもの（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）に限る。）	国立研究開発法人産業技術総合研究所建物等管理規程（17 規程第 40 号。以下「建物等管理規程」という。）別表第２に定める建物等管理者（帳簿価額が１億円未満の建物に係るものに限る。）

	9	国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程（13 規程第５号。以下「会計規程」という。）に定める預金の約定及び口座の開設に関すること。	会計事務取扱要領（13 要領第 17 号。以下「会計事務取扱要領」という。）別表第１の出納命令職に掲げる者のうち会計職欄に掲げる者（会計事務取扱要領第２条の２に該当する場合においては、会計職代理の欄に掲げる者）	
	10	国立研究開発法人産業技術総合研究所研究助成金受入規程（19 規程第 15 号）に定める経理委任の受諾を証する書面の交付に関すること。	財務部長	
	11	金銭等の支払等に係る法定調書の発行に関すること（ＤＥＩ人事部の所掌に属するものを除く。）。	出納室長	
	12	資産等の借受に関すること。	研究支援部長	
	13	契約書の締結に関すること（会計規程に定めるところにより契約担当職及び地域センター等契約担当職が担当する事務の分に限り、16 の項及び 12 の部５の項に掲げる専決案件を除く。）。	会計事務取扱要領別表第１の契約担当職及び地域センター等契約担当職に掲げる者のうち会計職欄に掲げる者（会計事務取扱要領第２条の２に該当する場合においては、会計職代理の欄に掲げる者）	
	14	請求書及び領収書の発行に関すること（会計規程に定めるところにより出納命令職、福島再生可能エネルギー研究所出納命令職、柏センター出納命令職、臨海副都心センター出納命令職及び地域センター出納命令職が担当する事務の分に限る。）。	会計事務取扱要領別表第１の出納命令職、福島再生可能エネルギー研究所出納命令職、柏センター出納命令職、臨海副都心センター出納命令職及び地域センター出納命令職の各項に掲げる者のうち会計職欄に掲げる者（会計事務取扱要領第２条の２に該当する場合においては、会計職代理の欄に掲げる者）	

	15	国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領（15 要領第 39 号）に定める指名停止の通知に関すること。	調達部長	
	16	有形固定資産等管理要領に定める有形固定資産等の貸付及び賃貸借契約等に関すること。	研究支援部長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 業務室長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
12．標準化、施設等貸出等	1	ＪＩＳ原案作成委員会要領（13 要領第 18 号）に定める委員会の設置に関すること。	知財・標準化推進部長	
	2	産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく申出等諸手続及び産業標準の制定に係る契約に関すること。	知財・標準化推進部長	
	3	試験・認証基盤施設等使用規程に定める使用の許可等及び使用料等の決定に関すること。	福島再生可能エネルギー研究所長	
	4	鉱工業の科学技術に係る試験、分析又は校正の依頼試験等に関すること（１の部５の項に掲げる専決案件を除く。）。	知財・標準化推進部長	
	5	研究施設等利用規程に定める研究施設等（一時利用にあっては、研究環境整備本部企画部企画室に共用登録された施設、機器及び装置に限る。）の利用及び賃貸借契約等に関すること（11 の部 13 の項及び 14 の項に掲げる専決案件を除く。）。	研究環境整備本部企画部長（貸付に限る。） 研究環境整備本部企画部企画室長（一時利用に限り、ナノプロセシング施設運営室が管理する研究施設等の分を除く。） ナノプロセシング施設運営室長（一時利用であって、ナノプロセシング施設運営室が管理する研究施設等の分に限る。）	

13．庶務、広報等	1	賞状又は賞品の授与及び挨拶文に関すること。	主管部門等の長（初回に限る。） 主管部等の長（２回目以降の同趣旨の案件に限る。）	経営企画本部長（初回に限る。）
	2	研究講演会の開催に関すること。	主管部門等の長	
	3	ＡＴＡカルネ発給申請に関すること。	主管部門等の長	
	4	後援等に関する名義使用要領（16 要領第 52 号）に定める後援等の名義使用許可申請の許可に関すること。	主管部門等の長（組織規程第３章に規定する組織の名称のものに限る。） 広報室長（組織規程第３章に規定する組織の名称並びに福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの名称のものを除く。） 所長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの名称のものに限る。）	
	5	外部機関による催し物への出展及び後援等名義使用の依頼に関すること。	主管部門等の長	

	6	展示室の展示物（有形固定資産等管理要領に定める資産及び準資産を除く。）の貸出し等に関すること。	広報室長（地質情報基盤センター、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分を除く。） 地質情報基盤センター長（地質情報基盤センターの分に限る。） 所長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターの分に限る。）	
	7	法人登記又は変更登記に関すること。	経営企画本部長	
	8	役員、職員及び契約職員の外国派遣の渡航手続及び公用旅券の請求手続に関すること。	経営企画本部企画部長	
	9	外国からの研究員の招へい状に関すること。	ＤＥＩ人事企画室長	
	10	外国からの招へい者に係る入国査証申請関連書類、在留資格認定証明書関連書類及び滞在証明書等関連書類に関すること。	ＤＥＩ人事企画室長	
	11	建物等管理規程に定める建物等の使用に関する許可に関すること。	研究環境整備本部長	
14．組織評価、技術研究組合、訴訟	1	通則法に定める主務大臣に係る対応業務に関すること。	経営企画本部長	
	2	自己評価検証委員会要領に定める自己評価検証委員会の分科会の設置に関すること。	経営企画本部長	

関係、利益相反等	3	技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）に定める総会への代理人による出席及び書面による議決権行使に関すること。	研究戦略本部長（国際標準（計量標準総合センターの分を除く。）に係る組合に係るものに限る。） 領域長（計量標準総合センター長を除く。）（国際標準に係る組合に係るものを除く。） 計量標準総合センター長（計量標準総合センターの分に限る。）	経営企画本部長 研究ユニットの長 技術政策室長
	4	国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研究組合事業規程（22 規程第 24 号）及び技術研究組合要領に定める組合役員への就任に関すること。	経営企画本部長（新たに就任する場合に限る。） 研究戦略本部長（国際標準（計量標準総合センターの分を除く。）に係る組合に係るものであって、再任の場合に限る。） 領域長（計量標準総合センター長を除く。）（国際標準に係る組合に係るもの以外であって、再任の場合に限る。） 計量標準総合センター長（計量標準総合センターの分であって、再任の場合に限る。）	経営企画本部長（再任の場合に限る。） 研究戦略本部長（国際標準（計量標準総合センターの分を除く。）に係る組合に係るものであって、新たに就任する場合に限る。） 領域長（計量標準総合センター長を除く。）（国際標準に係る組合に係るもの以外であって、新たに就任する場合に限る。） 計量標準総合センター長（計量標準総合センターの分であって、新たに就任する場合に限る。） 研究ユニットの長 技術政策室長 ＤＥＩ人事部長

	5	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 22 年法律第 194 号）に定める法務大臣への報告に関すること。	経営企画本部企画部長	
	6	国立研究開発法人産業技術総合研究所利益相反マネジメント実施規程（令 01 規程第 29 号）に定める次に掲げる事項に関すること。 一　利益相反マネジメント委員会の運営に関すること。 二　ヒアリング対象者の決定に関すること。 三　利益相反の状況の改善、是正等の勧告に関すること。 四　利益相反マネジメントに係る施策の策定、実施方法等に関すること。 五　外部からの利益相反審査の受託に関すること。	経営企画本部長	
	7	訴訟、紛争等に係る委任状の発行に関すること。	経営企画本部長	
15．その他	1	１の部から前の部までの各項に掲げる専決案件のほか、法令、条例等に基づく申請、届出、依頼、報告等に関すること。	主管部門等の長（初回に限る。） 主管部等の長（２回目以降の同趣旨の案件に限る。）	法務室長（研究所の権利義務に関するものに限る。）
	2	１の部から前の部までの各項並びに前の項に掲げる専決案件のほか、研究ユニットの研究業務に付随する各種申請、届出、協議書、依頼、報告等に関すること。	研究ユニットの長	
	3	１の部から前の部までの各項並びに１の項及び前の項に掲げる専決案件のほか、軽易な事務に関すること。	主管部等の長	